

旅館業法の改正等について

1 旅館業法の改正について

旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、旅館業法が改正された。また、これに伴い関係政令が改正された。これらの改正は平成30年6月15日付けで施行される。

2 旅館業法改正の主な内容

(1) ホテル営業及び旅館営業の営業種別の旅館・ホテル営業への統合

ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホテル営業とすること。(第2条)

(2) 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。以下同じ。)による無許可営業者に対する報告徴収及び立入検査並びに緊急命令の創設

ア 都道府県知事は、旅館業が営まれている施設においてイによる命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、無許可営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。(第7条第2項)

イ 都道府県知事は、旅館業法に違反して旅館業が営まれている場合であって、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、無許可営業者に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができること。(第7条の2第3項)

(3) 無許可営業者その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額の引上げ無許可営業者等に対する罰金の上限額を3万円から100万円に、その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額を2万円から50万円に引き上げること。(第10条及び第11条)

3 政令改正の主な内容

(1) 最低客室数の廃止

最低客室数(ホテル営業:10室、旅館営業:5室)の基準を廃止する。

(2) 洋室の構造設備の要件の廃止

洋室の構造設備の要件(寝具は洋式であること、出入口・窓に鍵をかけることができること、客室と他の客室等との境が壁造りであること)を廃止する。

(3) 1客室の最低床面積の緩和

1客室の最低床面積(ホテル営業:洋式客室9㎡以上、旅館営業:和式客室7㎡以上)を、7㎡以上(寝台を置く客室にあっては9㎡以上)とする。

(4) 玄関帳場の基準の緩和

厚生労働省令で定める基準を満たす設備(ビデオカメラによる顔認証による本人確認機能等のICT設備を想定)を、玄関帳場に代替する機能を有する設備として認めることとする。

4 目黒区旅館業法施行条例の改正について

旅館業法が改正され、ホテル営業と旅館営業の営業種別の統合、及びこれに伴い政令が改正されたため、目黒区旅館業法施行条例で定めていたホテル営業と旅館営業の基準を統合する等、構造設備基準を整理する必要性が生じたため規定の整備を行う。

5 施行日について

改正された旅館業法等は平成30年6月15日付けで施行されるが、6月15日時点では区の条例改正が終了していない状況となる。このことについては、平成30年1月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課通知「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等に係る疑義について」のなかで、条例改正手続きが終了していても、国の改正政令等で示された基準に従って、旅館業の許可を行うことは、条文解釈上は可能との考え方が示されている。

6 今後の予定

平成30年6月 区議会第二回定例会
目黒区旅館業法施行条例の一部を改定する条例の議案提出
7月 ホームページにより周知

以 上